**看護未来塾からのCOVID-19に関する提案**

看護未来塾は、世界のあらゆる国や地域に暮らす人々のいのちと暮らしの安全を守り、どのような状況でも一人ひとりが自由と可能性を実現できる、生きがいのある平和な社会の構築を目指し、声を上げ、アクティブに活動する看護専門職の集まりです。

世界規模で拡大しているCOVID-19の感染は、まさに災害の様相を呈し、今や人々のいのちや暮らし、未来までも脅かす状況となっています。日本においても、国や自治体、専門職能団体、教育界、経済界、そして何より国民一人一人が感染拡大を防止するために、それぞれの立場でできることに取り組んでいます。

看護未来塾は、COVID-19の感染や発症によって苦しまれている方々に心からのお見舞いを申し上げ、1日も早いご本復を願います。また残念ながら、この感染により亡くなられた方々へのご冥福を心からお祈り申し上げます。

さらに、対人交流の80％削減を可能にするために人々の基本的な生活を支えているすべての業種に関わっている人々に感謝を捧げ、医療崩壊を防ぐために日夜努力をしているすべての人々に心からの感謝と応援を送ります。

しかし、人々の自粛や努力を超えて感染は日々拡大し、４月中旬には全国を対象に緊急事態宣言が発出されました。感染者の数は大都市を中心に増え続けていますし、感染経路の不明な市中感染が増えており、感染爆発の危機を回避することが、今我々が取り組むべき喫緊の課題です。

現在、最も深刻なのは医療崩壊が起こりつつあるということです。特に、医療機関における集団感染の発生が止まりません。医療者の感染は、即医療崩壊を招きます。すでに、COVID-19感染者だけでなく一般の疾患を持つ患者さんたちの診療や治療制限が起こっています。今現在、医療現場で治療やケアにあたっている医療従事者の直面している状況は、自分たちのいのちや生活を脅かす深刻な事態です。特に看護師は、患者のそば近くで、患者に触れて直接ケアを行います。防護具やマスクがない状態ではケアは怖くてできません。現在の医療現場の混乱は、感染防止のための医療体制整備の政策が十分に取られていないことに起因しています。

また、緊急事態宣言の発出により、子どもから高齢者まであらゆる人々が移動の制限や人との接触の自粛といった不自由でストレスフルな生活を強いられています。解雇・失職、収入の減少といった生活不安を抱えている人々も多勢います。密閉、密集、密接の３要素を回避することは感染予防上極めて重要な行動ですが、それも長期にわたっていつ終息するかわからない状況では我慢にも限界があり、ストレスによって体調を崩す人も増えるでしょう。病院だけでなく地域の至る所で、ケアの必要な人が増えてしまうことになります。

看護未来塾では、このような問題認識のもと、まずは医療崩壊を何としても防がなければ、特に直接ケアを提供する看護師の直面する問題を解決しなければ、人々のいのちや安全な暮らしを守ることはできないという強い危機感を持っています。

感染看護の創始者ともいえるフローレンス・ナイチンゲールはクリミア戦争で負傷した兵士を収容していた劣悪なる場所で、「看護は感染に恐れず立ち向かう、十分な防御しながら」と言っています。いまCOVID-19感染者のケアを行っている看護師・保健師等看護職の安全と生活の安寧対策に深い関心を寄せ、後方支援者としてできるだけの支援・応援を行うことを誓います。

看護未来塾は、医療崩壊の危機が迫っていることに鑑み、次の点について深い関心をもち、塾員や医療現場でケアにあたっている看護職、専門家などと情報交換しながら、今後各界に提言を行うことにいたしました。

**医療崩壊を防ぐ提案**

1. 院内感染をこれ以上拡大させないために医療現場の医師や看護師など医療人全員にPCR検査を行うこと。
2. 感染源が不明な陽性者が増加しているなか、COVID-19感染者以外のための病棟の患者に対して優先的にPCR検査を行うこと。
3. COVID-19で入院中の重症・中等症者の診療・看護を行っている医療人の安全を守るために必要なすべての防護具を早急に整備すること。
4. 現場でケアしている医療者の私生活の保障や環境整備を行うこと。

これには、勤務後に使えるシャワールームや３密を避けるロッカールーム、休憩所などを整備すること。

特に、妊婦である看護職、高齢者や乳幼児を家族に持つ看護職また長時間の労働のために疲れている看護職の方々が一時的にアメニティの高いホテル等で休養したり宿泊したりする環境を整えること。

1. 無症状者や軽症者のためのホテルや宿泊所のケアには医師とともに感染管理看護、公衆衛生看護、看護管理者など専門的知識をもつ看護チームがリードできる体制を整えること。
2. 検査結果が陽性のため、または濃厚接触者のために自宅待機しているすべての医療者に向けた適切な待遇とケアがされること。
3. COVID-19感染者に関わる医療者に対する偏見や差別的発言が起こらないように一般社会の人々への啓蒙運動を行うこと。また個人的に偏見や差別を受けた看護職へのケアを行うこと。
4. 医療崩壊を起こさないためには社会の人々の一定期間の厳密な自粛生活が求められることをすべての組織および個人が自覚し、実行すること。
5. 現在、看護学教育においては医療機関での看護実習ができない状況であり、これは来年４月時点での新人看護師の輩出に極めて重大な影響をもたらします。国は、臨地での実習を代替する教育機関の取り組みによる単位認定を国家試験受験資格として保証すること。
6. 今回のCOVID-19感染に際して、OJTができないことを理由に新人看護師の自宅待機を命じた医療機関もあります。看護学教育に携わる教員は、この機会に新人看護師であってもその立場でケアを実践できるだけの技術を身につけて卒業させる教育のあり方を検討すること。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上